

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

医療保険課 医療助成係

議案名

議案第74号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを産み育てる環境のより一層の充実を図る目的で、子どもの福祉医療費助成対象を「15歳の年度末まで」から「18歳の年度末まで」に拡大するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

現行では、子どもの福祉医療費の助成対象は、群馬県の基準と同じ15歳の年度末までとし、保険診療に伴う自己負担について、入院・通院とも無料としており、県と市で2分の1ずつ助成しています。今回、市単独事業として、対象を18歳の年度末までに拡大し、保険診療に伴う自己負担について、入院・通院とも無料にするものです。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

福祉医療制度は、市町村と県が連携して、子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の方々の経済的な負担の軽減を図り、誰もが安心して必要な医療を受けられるための制度として、福祉の向上に資するものです。

現行では、子どもの福祉医療費助成の対象を群馬県の基準と同じ、15歳の年度末までとし、市と群馬県で2分の1ずつ助成しています。

昨今の長引くコロナ禍や物価高騰等により、子育て家庭の生活への影響が大きくなっており、医療機関への受診は、家計への更なる負担となっています。

そのようなことから、経済的負担の大きい高校生世代のお子さんも安心して医療機関を受診できるよう、子どもの福祉医療費の助成対象を令和5年4月1日から18歳の年度末までに拡大するものです。